

<p>方を徹底するため、教員の経験年数や職層に応じた体系的な研修を行うとともに、衝動的に体罰を振るう教員等に対するアンガーマネジメント等の特別な研修プログラムを開発・実施する。また、体罰のない適切な教育活動を展開するためには、様々な立場からのチェック機能の強化が重要であることから、体罰等の定義やガイドラインに基づき、実際の指導場面を映像化したDVDを、教職員はもとより児童・生徒、保護者等に対しても活用し、共通認識を深める。</p> <p>さらに、体罰のない、生徒の意欲を高める部活動を推進・普及するため、全ての顧問教諭や外部指導員を対象とする指導者講習会を開催し、言葉で伝える力を高める指導法等の徹底を図るとともに、都立学校の管理運営に関する規則の部活動に関する規定を見直し、顧問教諭が、生徒や保護者に対し自ら指導方針等を示していくよう、顧問教諭の行うべき基本的な事項を規定する。</p>	<p>教職員のメンタルヘルズ対策</p> <p>教職員の精神的健康の保持向上を促進するため、全教職員に対する定期健康診断でのストレス検査、昇任副校長を対象とした「副校長ベージングプログラム」、新規採用教員を対象とした個別のカウンセリング等を実施し、「早期自覚」「早期対処」の予防策に重点を置いたメンタルヘルズ対策の充実を図る。</p> <p>精神疾患による休職者の円滑な職場復帰及び再就職の予防を図るため、引き続き、「リワークプログラム」による「所属学校における職場復帰訓練」を中心とする復職に向けた支援を実施する。</p>	<p>都立高校改革の推進</p> <p>ものづくり人材育成の推進</p> <p>都立専門高校技能スタウンダード</p>	<p>8. 質の高い教育環境を整える</p> <p>真に社会人として自立した人間を育成するため、都立高校改革推進計画に基づき、学校の設置目的に応じた育成すべき生徒像を明確にし、教育内容の充実を図り、生徒一人一人が潜在能力を顕在化し伸ばす教育を実践する。また、専門高校においては、企業が求める専門的な技術・技能を有する人材等を育成するため、「都立専門高校技能スタウンダード」事業の推進等、社会の期待に応える人材の育成を進める。</p> <p>特別支援教室モデル事業や、特別支援教育を実施する際に必要な体制整備に関するモデル事業を昨年度に引き続き実施する。また、知的障害教育部門(小学部・中学部)と肢体不自由教育部門(小学部・中学部・高等部)を併置する都立鹿本学園と、知的障害教育部門(小学部・中学部)を設置する都立青山特別支援学校を平成26年4月に開校する。</p> <p>病院・施設内分教室や訪問教育において、新たにタ</p>
--	--	---	---

<p>レット端末を活用し、児童・生徒に対する個別の指導の充実をはじめ、様々な教育活動を展開する。</p> <p>児童・生徒の健全育成を推進するため、学校、家庭、地域、関係機関との連携により、問題行動等の未然防止、早期解決を行うとともに不登校の未然防止や学校復帰率の向上を図る。</p> <p>平成25年11月に公表した「いじめ総合対策(いじめに関する専門家会議報告)」を踏まえ、いじめ問題への対応については、日常的に未然防止に取り組みとともに、早期発見・早期対応を基本とし、各種の取組を講じる。</p> <p>まず、組織的な対応の核となる「学校いじめ対策委員会」を全校に設置し、各々の教職員の役割と責任を明確化し、機動的かつ組織的な対応を取るよう徹底するとともに、教員個々の指導力を高めるため、職層・経験に応じた研修を新たに実施する。</p> <p>また、子供の声を確実に受け止めるため、スクールカウンセラーによる小学校第5学年、中学校・高等学校の第1学年の全児童・生徒の面接を実施するとともに、いじめの実態調査を継続して実施し、調査結果を分析・活用することにより、被害の子供を組織的に守り通す取組を徹底する。</p> <p>いじめを見て見ぬふりをせず、声を上げられる学校づくりを推進するため、新たに作成した「いじめ問題に対応できる力を育てるためにーいじめ防止教育プログラムー」を活用し「いじめは絶対に許されない」等について自覚させる「いじめに関する授業」を定期的に実施するよう周知・徹底する。また、「いじめを見て見ぬふりをしない」意識を広めていくため、いじめに対処する具体的な行動の取り方などを記載した「いじめ防止カード」等を作成し、その活用を促進する。</p> <p>さらに、関係者間の連携を深められるよう、教育と福祉に関して専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーの全区市町村への配置に向けた取組を進めていく。</p>	<p>いじめに対する総合対策の実施 新規</p>	<p>外国人児童・生徒への指導の充実</p> <p>教員の組織的な学習指導への取組を強化するため、各教科の指導の目標、方針の共有、授業進度の調整を行う。</p>
--	------------------------------	--

<p>図るとともに、教科指導に関する人材育成の充実を図るため、都立高等学校及び都立中等教育学校に教科主任を配置し、その活用を促進する。</p> <p>地震発生時における児童・生徒の安全を確保するため、「東京都地域防災計画」等に基づき、公立学校における天井材、照明器具、外壁等の非構造部材を含む施設の耐震化の推進及びその支援を実施する。</p> <p>児童・生徒の良好な教育環境を確保するため、区市町村立学校の特別教室の冷房化について支援を行う。</p> <p>ヒートアイランド現象の緩和や緑あふれる都市空間の形成への寄与及び教育環境の整備を図るため、都立学校の校庭の芝生化を一層推進するとともに、区市町村教育委員会に対し、校庭の芝生化の整備費や維持管理費の補助を行うほか、芝生の専門家の派遣や芝生リリーター養成講座などの芝生化支援策を実施し、公立小・中学校の校庭の芝生化を推進する。</p>	<p>耐震化の推進</p> <p>冷房化の推進</p> <p>校庭芝生化の推進</p>	<p>図るとともに、教科指導に関する人材育成の充実を図るため、都立高等学校及び都立中等教育学校に教科主任を配置し、その活用を促進する。</p> <p>地震発生時における児童・生徒の安全を確保するため、「東京都地域防災計画」等に基づき、公立学校における天井材、照明器具、外壁等の非構造部材を含む施設の耐震化の推進及びその支援を実施する。</p> <p>児童・生徒の良好な教育環境を確保するため、区市町村立学校の特別教室の冷房化について支援を行う。</p> <p>ヒートアイランド現象の緩和や緑あふれる都市空間の形成への寄与及び教育環境の整備を図るため、都立学校の校庭の芝生化を一層推進するとともに、区市町村教育委員会に対し、校庭の芝生化の整備費や維持管理費の補助を行うほか、芝生の専門家の派遣や芝生リリーター養成講座などの芝生化支援策を実施し、公立小・中学校の校庭の芝生化を推進する。</p>	<p>9. 家庭の教育力向上を図る</p> <p>地域における家庭教育支援に関する取組を促進するため、地域の支援人材の育成や地域の人材を生かした支援活動の充実、家庭教育に関する学習機会の提供等を行い、区市町村における家庭教育支援の取組を支援する。また、学校生活において克服すべき課題のある児童・生徒を支援するため、その保護者からの相談に応じるとともに、児童・生徒に直接関わる「家庭と子供の支援員」を学校に配置し、学校を拠点として地域の人材を活用しながら児童・生徒及び保護者を支援する体制を構築する。</p>	<p>10. 地域・社会の教育力向上を図る</p> <p>学校・家庭・地域・社会が連携・協働し、地域全体で子供の教育を支えるため、「学校支援ボランティア推進協議会」の設置促進に向けて、コーディネーター等の研修や特色ある事例等の情報提供等を充実させ、区市町村を支援する。また、子供たちの社会的・職業的自立に向けた意識を向上させるため、「地域教育推進ネットワーク東京協議会」の取組を充実させ、企業・大学・NPO等が有する専門的な教育力の教育活動への導入を推進する。</p> <p>学校の実態及び児童・生徒、保護者等のニーズに応じた特色ある教育の推進並びに児童・生徒の学力向上等、円滑な教育活動の展開を支援するため、地域等の外部人材の教育活動への積極的な活用をより一層推進する。</p> <p>子供たちの放課後等における安全・安心な居場所である「放課後子供教室」の定着・促進を図るため、コーディネーター等の研修や特色ある事例等の情報収集</p>
---	---	---	---	---

集・提供を充実させ、区市町村を支援する。社会人としての自立に役立つ体験型の教育プログラムを、出張授業等により提供している企業・NPO等を一室に集め、その内容を紹介する講座を、コーディネーター・教員・区市町村担当者等を対象に開催する。区市町村立学校等において、教育プログラムが活用されるよう、児童・生徒が活動する実際の場面を参観者に公開するとともに、教育プログラムに関連する情報を提供していく。

(教育庁「平成26年度事業概要」より監査人が作成)

企業等による体験講座の実施
実施

(2) 教育事業の点検評価の概要について

「東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」(以下、「点検評価」という。)は、平成19年6月公布の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により新たに規定された同法第26条第1項に基づいて行われ、教育委員会は、毎年、その結果に関する報告書(点検評価報告書)を議会に提出するとともに、公表することが義務付けられている。都は、この公表を毎年9月に行っている。なお、同第2項の規定により、点検評価を行うに当たっては教育に関して学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされており、点検評価報告書には有識者からの意見が記載されている。

ここで、改めて点検評価の位置付けを整理すると、平成26年度事業概要に掲げられた「主要施策」に対する点検評価であり、教育事業に関する単年度(平成26年度)の事業計画を評価した結果の報告書と位置付けられる。

しかしながら、この点検評価の内容・方法について、法による詳細な定めがなく、その詳細が各団体の教育委員会に委ねられている。このため、他の道府県と比較しても、その内容・方法等について相当の差がある。この点、都教育委員会の点検評価の実施方針(平成20年6月12日)は、表B1-4-2のとおりである。

表 B1-4-2 点検評価の実施方針

点検評価	実施方針等
1. 目的	(1) 東京都教育委員会は、毎年、主要な施策や事務事業の取組状況について点検及び評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図る。 (2) 点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することにより、都民への説明責任を果たし、都民に信頼される教育行政を推進する。
2. 対象	「東京都教育委員会の主要施策」を対象とする。
3. 実施方法	(1) 点検及び評価は、前年度の施策・事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年1回実施する。 (2) 施策・事業の進捗状況等を取りまとめ、学識経験者の意見を聴取した上で、教育委員会において点検及び評価を行う。 (3) 教育に関する学識経験者を有する知見の活用を図るため、「点検・評価に関する有識者」を置く。 ① 「点検・評価に関する有識者」は、教育に関し学識経験を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。 ② 「点検・評価に関する有識者」の任期は3年とする。 (4) 教育委員会において、点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を東京都議会へ提出する。また、報告書は公表するものとする。

(「平成27年度東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価

(平成26年度分) 報告書」より監査人が作成)

(3) 教育事業の点検評価方法について

① 教育事業の点検評価方法の体系化について

教育事業をPDCA (Plan-Do-Check-Action) サイクルをもって反復継続的に実施する場合、Plan (計画) の段階で、それをCheck (評価) するための評価指標を予め設定し、この評価指標を用いて Do (実行) をCheck (評価) することが必要であると考えられる。この点、客観的な評価をするために定量化した指標を用いる、いわゆるアウトカム評価などを導入する団体が近年多く見受けられる。例えば、A市では、行政活動を「資源の投入（インプット）」から「結果（アウトプット）」を経て「成果（アウトカム）」に至る論理的過程（ロジック）で見ることにより、施策の業績評価を実施して、住民に対する説明責任を果たしている。

教育庁の点検評価は、A市の業績評価とは異なるが、一定の点検評価指標を見出すことができる。教育庁の点検評価指標について具体的な定義付けがなされているわけではないが、A市の例を参考に、この点検評価指標を整理すれば、表B1-4-3のとおりであると推察することができる。

表B1-4-3 A市の指標と教育庁における点検評価の指標との関係

A市の指標	教育庁における点検評価の指標
資源の投入（インプット）	予算額、従事職員数
結果（アウトプット）	実績
成果（アウトカム）	成果

(A市「客観指標の設定マニュアル」及び教育庁「平成27年度東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成26年度分）報告書」より監査人が作成）

このような推察から、都の平成26年度点検評価を整理したものが表B1-4-4である。

表B1-4-4 点検評価で用いられている業績評価指標

主要施策	施策の取組	資源の投入	実績	成果
1. 基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上 (小・中学校)	①「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の実施の推進 ②習熟度別指導の推進	65,616千円 (5人)	・説明会等の開催回数及び参加人数 ・習熟度別新規加配校数	・到達目標値に達している児童・生徒の割合 ・習得目標値に達していない児童・生徒の割合
2. 基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上 (高等学校)	①「都立高校学カスタンダード」活用事業 ②進学指導重点校等における進学対策の推進	63,525千円 (15.2人)	・「都立高校学カスタンダード」等の作成 ・学力調査結果 ・学習指導専門員派遣回数 ・教科主任部会の開催状況 ・進学対策訪問回数	・アノンケータ結果 ・難関国立大学等の現役合格者数
3. 言語能力向上の推進	①言語能力向上拠点校の指定 ②都立高校生言葉の祭典(弁論・討論) ③高校生書評合戦	130,062千円 (8人)	・指定校数、訪問指導校数、発表会等実施校数及び言語能力向上指導事例集の作成・配布数 ・弁論、討論及び決勝の出場生徒数等 ・書評合戦東京都大会及び高校生書評合戦首都大会2014の出場生徒数等	・児童・生徒の未読者率 ・教員や保護者への普及啓発人数
4. 理数教育の推進	①小・中学校における理数教育の推進 ②都立高等学校における理数教育の推進 ③理数教育に関する研修等による教員の指導力の向上	65,248千円 (4人)	・理数フロンティア校(小・中学校)の指定校数 ・東京ジュニア科学塾の開催回数・参加人数 ・高校生科学の祭典の参加校数 ・「理数フロンティア校」「理数教育チャレンジ団体」指定校数	・アノンケータ調査結果による満足度評価 ・受講者の研修満足度評価

<p>5. 英語教育の充実</p> <p>①「小学校外国語活動アトバイザー」の配置 ②東京都英語教育戦略会議</p> <p>20,000 千円 (3人)</p> <p>・講座数 ・配置地区数、校数 ・開催数 ・中間報告、最終報告の作成</p> <p>なし</p>	<p>6. 国際社会で活躍する人材の育成</p> <p>①JETプログラムによる外国人指導者の配置 ②次世代リーダー育成道場 ③JICA と連携した研修の実施</p> <p>1,050,893 千円 (5人)</p> <p>・配置人員数 ・募集人員数等 ・研修プログラム等</p> <p>・事前・事後アンケート調査による意識度評価</p>	<p>7. 国際バカロレアの認定の取得</p> <p>①国際バカロレアの認定の取得に向けた取組</p> <p>58,410 千円 (1.2人)</p> <p>・周知、入学者選抜及び審査訪問への対応</p> <p>・応募者数</p>	<p>8. 都立小中高一貫教育の設置</p> <p>①「都立小中高一貫教育校基本構想検討委員会等」における検討</p> <p>5,000 千円 (2人)</p> <p>・開催回数</p> <p>なし</p>	<p>9. 人権教育の推進</p> <p>①指導資料「人権教育プログラム(学校教育編)」作成 ②人権教育研究協議会 ③人権教育指導推進委員会 ④人権尊重教育推進校の設置 ⑤人権教育資料センターの運営 ⑥人権教育に関する研修・啓発・研究の推進</p> <p>32,963 千円 (9.5人)</p> <p>・指導資料等の発行部数 ・研修等の開催回数・参加人数 ・ゾロツク別連絡会の年間開催回数・参加人数 ・収集・整備した教材ビデオ及び書籍数 ・人権学習教材ビデオ検討委員会の開催数・参加人数 ・人権学習の促進事業における調査研究委員会の開催回数、報告書の作成</p> <p>なし</p>	<p>10. 小・中学校における道徳教育の推進、高等学校における</p> <p>①道徳教育の推進 ②高等学校における新教科の設置</p> <p>46,158 千円 (6人)</p> <p>・「東京都道徳教育教材集」の配布数 ・保護者向けリーフレットの配布数 ・「東京都道徳教育教材集活用推進委員会」</p> <p>・アンケート調査結果による満足度評価</p>
<p>新教科の設置</p> <p>①インターネット等の適正な利用に関する啓発・指導</p> <p>46,062 千円 (2人)</p> <p>・設置、開催回数 ・東京都道徳教育推進教師養成講座の参加人数 ・道徳授業地区公開講座の実施校数・参加者数 ・新教科有識者会議の開催数 ・開発研究委員会高等学校教育開発委員会の開催回数 ・新教科に関する説明会の開催回数・参加人数</p> <p>・指導資料集等の調査による活用度評価</p>	<p>11. 情報活用能力向上推進事業</p> <p>①体系的なキャリア教育の推進</p> <p>71,883 千円 (4人)</p> <p>・「キャリア教育に関する教師用手引書」の活用と啓発 ・「外部人材活用モデル事業」パンフレットの作成・配布数 ・インターネット学習者数 ・キャリア教育の年間指導計画の作成 ・外部人材を活用した研修の参加人数 ・体験型の教育プログラム導入校数 ・中途退学者への進路</p> <p>なし</p>	<p>12. 体系的なキャリア教育の推進</p> <p>①体系的なキャリア教育の推進 ②都立高校生の社会的・職業的自立支援事業 ③特別支援学校における就労支援の充実</p> <p>なし</p>			

	<p>支援のモデル校数 ・実習受入可能企業報告数 ・企業向けセミナーの参加法人数 ・就労支援アドバイザー任用数及び就労者数</p>
<p>13. 総合的な子供の体力向上施策の推進</p>	<p>①総合的な子供の基礎体力向上施策の推進 ②総合的な子供の基礎体力向上施策(第2次推進計画)の具体的な取組</p> <p>145,601千円 (6人)</p> <p>・「子供の体力向上推進本部」等の設置、検討回数 ・「東京都児童・生徒体力・運動習慣等調査」の実施回数 ・「一校一取組・一学級一実践」運動の実践校数割合、実践例報告書の配布数 ・中学生「東京駅伝」大会の実施 ・子供の体力向上推進(優秀校)の顕彰校数</p> <p>なし</p> <p>・全国平均との比較</p>
<p>14. オリジナルピクニック教育の推進</p>	<p>①オリジナルピクニック教育を推進する取組</p> <p>361,464千円 (3人)</p> <p>・オリジナルピクニック教育推進校の指定校数 ・オリジナルピクニック教育推進校への人的配置人数 ・オリジナルピクニック・パビリオン・ピクニックの学校派遣「一日校長先生」事業の実施の指定校数 ・オリジナルピクニック教育推進のための補助教材の配布数</p> <p>なし</p>
<p>15. 部活動の推進</p>	<p>①部活動の推進</p> <p>40,000千円 (3人)</p> <p>・都立高等学校運動部活動強化拠点の指定校数 ・都立高等学校の県外遠征等の実施数</p> <p>なし</p>
<p>16. 健康教育の推進</p>	<p>①アレルギーマイアーズに関するガイド</p> <p>-千円 (3人)</p> <p>・アレルギーマイアーズ対応研修実施回数・参加</p> <p>なし</p>

<p>17. 防災教育の充実</p>	<p>①防災教育の充実 ②公立学校における食育の推進</p> <p>82,810千円 (4人)</p>	<p>人数 ・栄養教諭配置人数 ・研修実施内容・参加人数</p>	<p>なし</p>
<p>18. 養成段階における実践的な指導力の育成、若手教員の育成</p>	<p>①東京教師養成塾 ②教職大学院との連携 ③養成段階における実践的な指導力の育成 ④優秀な教員の確保 ⑤若手教員の育成 ⑥学校リーダー育成プログラム</p> <p>359,610千円 (44人)</p>	<p>・防災訓練の実施教数 ・防災活動支援隊の編成数 ・防災教育の実施教数 ・防災サミット開催実績 ・特別支援学校における防災訓練実績</p>	<p>・所属長への追跡調査による満足度評価 ・定着状況アンケートによる満足度評価 ・受講者アンケートによる満足度評価</p>
<p>19. 指導教諭の活用と拡充</p>	<p>①指導教諭の職の配置 ②配置計画数・任用数・模範授業実施状況 ③指導教諭を活用したOJTの仕組みの構築</p> <p>-千円 (0.7人)</p>	<p>・研修実績 ・教育長通知 ・ガイドライン周知など</p>	<p>なし</p>
<p>20. 体罰根絶に向けた取組の推進</p>	<p>①教員の意識改革を図る新たな研修の展開 ②運動部活動顧問</p> <p>31,497千円 (3.6人)</p>	<p>・研修実績 ・教育長通知 ・ガイドライン周知など</p>	<p>・実態調査による体罰等の減少</p>

<p>21. 教職員のメンタルヘルス</p>	<p>①精神疾患の早期自覚・早期対処に向けた取組 ②「リワークプログラム東京」(職場復帰訓練支援機関)の運営 ③啓発活動 ④「副校長ベヘンシックプログラム」の実施</p>	<p>302,289千円 (2.5人)</p>	<p>・ストレス検査等の実績など なし</p>
<p>22. 都立高校改革の推進</p>	<p>①都立高校改革の推進 ②ものづくり人材育成の推進 ③「都立専門高校技能スタウンダード」事業の推進</p>	<p>15,365千円 (8.8人)</p>	<p>・都立高校改革推進本部の開催実績 ・デュアルシステムの実施校数、高等専門学校ものづくり講座開催校数・参加人数 ・事業推進校数 ・研究協力校数、検討委員会の開催回数及び就労支援アドバイザーの活動回数など ・特別支援学校の開校実績など なし</p>
<p>23. 東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画の実現</p>	<p>①特別支援学校における一人一人の障害に応じた教育の充実 ②都立特別支援学校の適正な規模と配置</p>	<p>168,941千円 (6.2人)</p>	<p>なし</p>

<p>24. いじめに関する総合策の実施</p>	<p>①いじめに関する総合策の実施 ②「在京外国人生徒対象」枠の設定の検討 ③日本語指導の充実</p>	<p>3,510千円 (3人)</p>	<p>・スクールソーシャルワーカーの配置区市町村数など ・いじめ等の問題解決支援チームを結成した件数など なし</p>
<p>25. 外国人の子供に関する教育の充実</p>	<p>①実態の把握 ②「在京外国人生徒対象」枠の設定の検討 ③日本語指導の充実</p>	<p>1千円 (1.5人)</p>	<p>・外国籍の生徒数 ・指導実績校数、生徒数 なし</p>
<p>26. 教科主任の設置</p>	<p>①教科主任の設置</p>	<p>-千円 (0.2人)</p>	<p>なし</p>
<p>27. 教育環境の整備・充実</p>	<p>①耐震化の推進 ②冷房化の推進 ③校庭芝生化の推進</p>	<p>7,894,796千円 (4.5人)</p>	<p>・補助区市町村数、耐震化実績など ・冷房化校数 ・補助校数 ・耐震化率 ・冷房化校数、専門家の派遣数など なし</p>
<p>28. 地域における家庭教育支援の推進</p>	<p>①地域における家庭教育支援活動の推進 ②家庭と子供の支援員</p>	<p>93,100千円 (2人)</p>	<p>・支援活動実施地区数、スーパーバイザーの配置人数など ・連絡会の参加人数 ・支援チーム取組地区の増加数など</p>
<p>29. 区市町村における特別支援教育推進体制</p>	<p>③区市町村における特別支援教育推進体制 ④都立高等学校等における特別支援教育体制整備モデル事業の実施 ⑤心理の専門家による相談支援体制 ⑥病院・施設内教室及び訪問教育におけるタブレット端末の配備 ⑦特別支援学校の施設整備と活用</p>	<p>モデル事業の実施校数など ・専門家による巡回校数・巡回時間 ・タブレット配備台数 ・あり方検討委員会の開催回数</p>	<p>なし</p>

29. 地域等の外部人材を活用した教育の推進	①学校支援ボランティアの推進協議会の設置促進 ②教育庁人材バンク事業	163, 651 千円 (5人)	・実施地区数・学校数の推移、推進委員会の開催回数及び報告書の配布数、リレーネット配布数、講座開催回数及びチラシの配布数	・実施校数割合
30. 地域における多様な教育活動の充実	①放課後子供教室推進事業 ②企業等による体験型講座の実施	1, 628, 205 千円 (1人)	・実施地区数・教室数及び研修回数・参加人数 ・体験型講座の参加者数など	・実施教室数の増加 ・アンケート調査による満足度評価

〔平成27年度東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成26年度分）報告書〕より監査人が作成

〔注1〕本表は、「資源の投入」にインプット指標、「実績」にアウトプット指標、「成果」にアウトカム指標を記載している。なお、「資源の投入」欄には予算額と従事職員数を記載しており、カット書きは従事職員数を示している。

〔注2〕本表は、「平成27年度東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成26年度分）報告書」に指標が曖昧なものであることから、監査人が当該報告書の記載から指標に該当すると思われる項目を推察して記載している。

以上のように整理した場合、計画（Plan）段階の主要施策30項目及び主要事業47項目（表B1-4-1参照）と評価（Check）段階の主要施策30項目（表B1-4-4参照）の関連付けが明瞭性の観点から不十分であり、分かりづらいことから、この点も改善が必要である。

（意見1-4）教育事業の点検評価方法の体系化について
教育事業はPDCAサイクルをもって反復継続的に実施され、その結果が外部に公表されているが、その際、「資源の投入（インプット）」から「結果（アウトプット）」を経て「成果（アウトカム）」に至る論理的過程（ロジック）が必ずしも明瞭ではない面がある。例えば、主要な施策17の「防災教育の充実」は、防災教育を充実させるために82百万円を費やして、防災訓練などを実施しているが、その実施回数の把握だけでなく、避難時間の短縮などを成果指標として用いていないため、何を目指した施策なのか都民一般から分かりづらい。また主要な施策26の「教科主任の設置」は、教科主任を設置することで、どのような事務を効率化し、どのような成果を目指しているのかが明記されていないため、最終的なゴールが見えにくく、これも一般都民から分かりづらいものと言える。

加えて、計画（Plan）段階の主要施策及び主要事業と評価（Check）段階の主要施策との関連付けが明瞭性の観点から不十分である。例えば、平成26年度の主要な施策は、計画段階においては文章形式で表現されており、タイムトルが存在しないため、端的に何を指す施策なのか容易に分からないこと、その一方で評価段階においてはこの主要な施策のタイムトルが新たに設定されていることから、計画段階との繋がりが分かりづらいものとなっている。

したがって、教育庁は、これらの観点を総合的に勘案した上で、教育事業のPDCAサイクルにおける計画段階から評価段階に至るまで、その論理的過程や関連性を、明瞭性などの観点から体系的に見直し、これを有効に活用することとされたい。